

「上限価格方式の運用に関する研究会」開催要綱（案）

1 背景及び目的

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の加入電話等に係る料金について、平成12年10月1日以降、料金規制として上限価格（プライスカップ）方式が運用されている。

上限価格を示す基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率（X値）を算定することとされているが、現行のX値の適用期限が令和3年9月末までとなっていることから、同年10月1日以降に適用される基準料金指数の設定に必要なX値を新たに算定する必要がある。

本研究会は、当該X値を算定する際に留意すべき事項等について検討及び整理を行うものである。

2 名称

本研究会は、「上限価格方式の運用に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 検討事項

- (1) X値の算定方式
- (2) 加入電話等プライスカップ対象サービスの収入・費用予測
- (3) NTT東日本・西日本の経営効率分析（計測方法の検討及び実測）
- (4) (1) から (3) までを踏まえたX値算定の考え方
- (5) その他

4 構成

- (1) 研究会は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長の研究会とする。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は、研究会構成員の中から座長が指名する。
- (4) オブザーバーとして、NTT東日本・西日本の参画を得る。

5 運営

- (1) 研究会は、座長が招集し、主宰する。
- (2) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を徴することができる。
- (4) 研究会においては、NTT東日本・西日本から提出された経営情報を基に分析を行う予定であり、これらの経営情報には詳細な費用構造や収益構造等が含まれ、これを公にすることはNTT東日本・西日本の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、会議及び資料は原則非公開とする。ただし、議事要旨については、上記観点に留意しつつ、公開とする。
- (5) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

6 開催時期

研究会は、令和2年12月から令和3年3月までを目途として開催する。

7 庶務

研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

「上限価格方式の運用に関する研究会」構成員（案）

（敬称略、五十音順）

いとう なりやす
伊藤 成康

（武蔵大学経済学部教授）

せきぐち ひろまさ
関口 博正

（神奈川大学経営学部教授）

つじ まさつぐ
辻 正次

（神戸国際大学学長）

なかむら あきひろ
中村 彰宏

（中央大学経済学部教授）

やまうち ひろたか
山内 弘隆

（一橋大学大学院経営管理研究科特任教

授）